



子育て世帯臨時特例給付金・
臨時福祉給付金が支給されます

給付を受けるには申請が必要です。対象と思われる人には、7月中に返信用封筒を同封した申請書等を郵送します。必ず期間内に郵送または窓口へ提出してください。

● **子育て世帯臨時特例給付金**

◎支給対象者 平成26年1月分の児童手当・特例給付の受給者であって、平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額に満たない人(臨時福祉給付金の対象者および生活保護受給者は除く)

◎申請期間 7月14日(月)～10月14日(火)

◎申請方法

申請書に本人確認ができるものと指定口座が確認できるものを添えて提出

※公務員の方は、各職場で配布された申請書および証明書等を提出してください。

◎提出先 こども福祉課、仮設山陽総合事務所、南支所、埴生支所、公園通出張所

● **臨時福祉給付金**

◎支給対象者 平成26年度の市民税均等割が課税されない人(平成26年度の市民税均等割が課税されている人の扶養親族および生活保護受給者は除く)

◎申請期間 7月14日(月)～10月14日(火)

◎申請方法

申請書に本人確認ができるものと指定口座が確認できるものを添えて提出

◎提出先 社会福祉課、仮設山陽総合事務所、南支所、埴生支所、公園通出張所

※今回の2つの給付金は、基準日(平成26年1月1日)現在で住民登録している市町村から支給されます。申請期間等は、市町村ごとに異なります。ご注意ください。

〈問い合わせ先〉 子育て世帯臨時特例給付金：こども福祉課 (☎ 82・1175)
臨時福祉給付金：社会福祉課 (☎ 82・1174)



後期高齢者医療に関するお知らせ

被保険者証の有効期限は7月31日です。新しい被保険者証(薄紫色)は、7月中旬に簡易書留郵便で郵送します。現在お持ちの被保険者証(オレンジ色)は、8月1日以降使用できません。返却は不要ですので、各自で処分してください。

また、平成26年度の保険料額決定通知書と納付書(支払方法が口座振替・特別徴収の人を除く)は、7月中旬に郵送します。納付方法および納期限は通知書に記載されていますのでご確認ください。

■ **限度額適用・標準負担額減額認定証**

住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。医療機関に提示することで、医療機関での窓口負担が一定額までとなり、入院時の食事代なども減額されます。なお、認定証は申請を行った月の初日から有効となります。申請は随時受け付けています。国保年金課で、被保険者証を持参のうえ手続きをしてください。

現在、認定証を持っている人へ
認定証の有効期限は7月31日です。現在持っている人で、8月以降も認定区分が「区分Ⅰ」、または「区分Ⅱ」に該当する人には新しい認定証を郵送しますので更新手続きは必要ありません。現在持っている認定証の返却は不要ですので、各自で処分してください。届いた認定証は、8月以降、医療機関等の窓口へ提示してください。

〈問い合わせ先〉 国保年金課 (☎ 82・1209)
山口県後期高齢者医療広域連合 (☎ 083・921・7111)